

# 国有財産売払い（先着順）の流れ

売払い公表 令和6年10月28日（月）

## 売払申請書の提出

- ・受付期間 令和6年11月7日（木）から令和7年1月10日（金）まで（土・日・祝日を除く）
- ・受付時間 9時～12時、13時～17時

- 「普通財産売払申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、持参又は郵送により提出してください。
  - 申請書には次の書類を添付してください。
    - 【個人・法人共通】
      - ・誓約書 ・印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） ・同意書
    - 【個人の場合】
      - ・住民票抄本（発行後3カ月以内のもの）
    - 【法人の場合】
      - ・登記事項証明書（発行後3カ月以内の現在事項全部証明書）
      - ・役員一覧表
- ※「申請書」、「誓約書」、「役員一覧表」及び「同意書」の様式は、受付場所にて配布しているほか、東北厚生局ホームページからも取得可能です。

## 資格審査・売払相手方の決定

- 受付は先着順とし、受付期間中に最初に申請書を受付し、審査の結果、資格が確認できた方を売払相手方に決定します。（資格審査のため、申請書及び添付書類に記載された個人情報等を、警察当局へ情報提供します。）
- なお、受付は日を単位とし、同日に複数の申込者があった場合には、抽選により決定します。
- 売払相手方に決定した場合には、その決定を文書によりお知らせします。

## 売買契約の締結・売買代金の支払い

- 売買契約の締結期限は、売払相手方に決定した日から30日以内です。
- 売買代金は次のいずれかの方法により納付してください。
  - ① 契約締結時に全額を支払う。
  - ② 契約締結時に、売買代金の100分の10以上（円未満切り上げ）の金額を契約保証金として納付し、その後、契約締結の日から20日以内に売買金額（全額）を納付する。
    - ※契約保証金は売買代金の納付が確認された後に返還します。
- 契約書に使用する印鑑は、印鑑登録をしている実印となります。
- 契約書に貼付する収入印紙の費用及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

## 所有権の移転

- 売買代金が全額納付されたことを確認した後に、国が所有権移転登記の手続きを行います。
- 所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報を売払相手方にお渡します。